

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		市指定有形文化財の現状変更等の許可
根拠法令等及び条項		栃木市文化財保護条例第15条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市文化財保護条例第15条 栃木市文化財保護条例施行規則第11条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	
	<p>栃木市文化財保護条例より抜粋 (現状変更等の制限)</p> <p>第15条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為についてはその影響が軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 省略</p> <p>栃木市文化財保護条例施行規則より抜粋 (現状変更等許可の申請)</p> <p>第11条 条例第15条第1項又は第39条第1項の規定による現状変更等の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（別記様式第15号）を提出しなければならない。</p>	

第12条 条例第15条第2項及び第39条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (2) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。